

# 人事行政運営の状況について

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1)職員数の状況(令和6年4月1日)

区分	条例定数	職員数
市長部局	383	373
市立病院	170	162
水道部	35	34
議会事務局	7	6
教育委員会	63	51
選挙管理委員会	3	2
監査委員	3	3
農業委員会	2	0※
合計	666	631

区分	職員数
暫定再任用短時間勤務職員	6
会計年度任用職員(フルタイム)	23

※農業委員会に関する事務については水産振興課職員が処理

### (2)職員の再任用の状況(令和6年4月1日)

区分	新規任用	任期更新	計
暫定再任用フルタイム職員	0	14	14
暫定再任用短時間勤務職員	0	6	6

※前年度からの区分の変更については新規任用として計上

### (3)職員の採用状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区分	競争試験			選考			計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
常勤職員	15	13	28	6	0	6	34
うち医師	0	0	0	4	0	4	4
計	15	13	28	10	0	10	38

### (4)職員の退職状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区分	男性	女性	計
定年退職	5	4	9
勲奨退職	0	2	2
死亡退職	2	0	2
その他	8	9	17
計	15	15	30

## 2 職員の給与に関する状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一般行政職	41.3 歳	308,787 円	384,556 円	332,955 円
技能労務職	53.1 歳	314,922 円	344,506 円	326,885 円

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	初任給(月額)	
一般行政職	大学卒	196,200 円
	高校卒	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円
	中学卒	159,500 円

※その他の給与に関する状況については別掲【給与・定員管理等の状況】に記載

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1)勤務時間、休息・休憩時間の状況(令和6年度)

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

※出先機関等を除く標準的なもの

#### (2)年次休暇の取得状況(令和6年中)

常勤職員

区分	対象職員数	付与日数(a)	取得日数(b)	平均取得日数	取得率(b)/(a)
市長部局等	328	12,508	4,257.6	13.0	34.0
教育委員会	51	1,972	731.3	14.3	37.1
水道部	29	1,085	477.7	16.5	44.0
市立病院	146	5,498.5	1,832.6	12.6	33.3
計	554	21,064	7,299.2	13.2	34.7

※育児休業等による休職、派遣中の職員を除く

会計年度任用職員(フルタイム)

対象職員数	付与日数(a)	取得日数(b)	平均取得日数	取得率(b)/(a)
22	604	346.5	15.8	57.4

※年次有給休暇付与対象外の職員を除く

#### (3)時間外勤務及び休日勤務の状況(令和6年度)

単位:時間

区分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人あたり時間外・休日勤務時間数
市長部局	70,402	205.3
市立病院	18,592	130.5
教育委員会教育部	8,032	151.5
水道部	1,142	39.4
計	98,168	173.0

※一人あたり時間数は時間外勤務手当の対象となる職員数を用いて算定

#### (4)特別休暇制度の状況(令和6年度)

	休暇の種類	付与日数・期間
1	選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
2	証人、参考人等としての官公庁への出頭	〃
3	骨髄バンクへの登録及び骨髄移植等	〃
4	ボランティア活動	1の年において5日の範囲内の期間
5	結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間
6	妊娠に起因する障害(つわり)	10日以内で必要と認められる期間
7	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
8	母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
9	妊娠中の健康保持のための休息又は補食	〃
10	妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
11	産前休暇	産前8週間以内(多胎妊娠14週以内)
12	産後休暇	産後8週間
13	生後満1歳に達しない子の育児	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
14	生理日において業務困難な場合	2日以内
15	妻の出産(出産予定日14日前から出産後14日)	3日以内
16	妻の出産による子の養育	5日以内
17	小学校就学前の子の看護	5日以内(2人以上いる場合は10日)
18	要介護者の介護	〃
19	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
20	親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
21	父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
22	夏季における心身健康維持増進等	6月から10月の期間内において5日以内
23	災害により滅失した住居の復旧作業等	7日の範囲内の期間
24	災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
25	結核性疾患による勤務軽減	〃
26	通信教育等の面接授業への出席	〃
27	子の看護(感染症の場合)	〃
28	職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	〃
29	公共団体から表彰を受ける場合	〃
30	公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	〃
31	職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	〃
32	その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

#### (5)育児休業取得の状況(令和6年度)

区分	育児休業の承認	令和5年度から引き続いている者
市長部局	8	11
教育委員会教育部	2	2
水道部	0	1
市立病院	6	1
計	16	15

### 4 職員の分限及び懲戒処分状況

#### (1)分限処分の状況(令和6年度)

(件)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0	1	0	0	1
心身の故障の場合	0	0	48	0	48
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	1	48	0	49

#### (2)懲戒処分の状況(令和6年度)

(件)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	2	0	3	0	5
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	2	0	3	0	5

### 5 職員の服務の状況

#### (1)職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ①職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- ②研修を受ける場合
- ③厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ④公民権を行使する場合
- ⑤証人等として裁判所、議会等出頭する場合
- ⑥特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- ⑦市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ⑧措置要求等、及びその審査のため出頭を求められた場合

#### (2)営利企業等従事許可の状況(令和6年度)

区分	市長部局	教育委員会教育部	水道部	市立病院	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、 顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を 兼ねる場合	0	0	0	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0	0	0	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	3	0	0	0	3
計	3	0	0	0	3

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 令和6年度研修実績

研修名	実績(人)	開催場所
<b>階層別研修</b>	<b>52</b>	
新規職員採用研修	19	宮城県市町村職員研修所
一般職員研修Ⅰ(採用時5年経過時)	6	〃
一般職員研修Ⅱ(採用時10年経過時)	11	〃
監督者研修Ⅰ(新任係長程度)	6	〃
監督者研修Ⅱ(係長程度)	2	〃
管理者研修Ⅰ(課長補佐程度)	2	〃
管理者研修Ⅱ(新任課長級)	3	〃
管理者研修Ⅲ(現任課長級)	3	〃
<b>階層別以外の主な研修</b>	<b>11</b>	
クレーム対応研修	0	宮城県市町村職員研修所
会計学基礎研修	0	〃
契約事務研修	0	〃
民法研修	0	〃
条例・規則作成研修	3	〃
コミュニケーション研修	0	〃
SNSを活用した情報発信力向上研修	3	〃
コーチングスキル講座	0	〃
メガトレンドセミナー	0	〃
CS接遇指導者養成研修	0	〃
私債権管理・回収研修	2	〃
地方自治制度研修	1	〃
公務員の使命指導者養成研修	1	〃
研修指導者フォロー研修	1	〃
<b>市主催研修</b>	<b>33</b>	
財務会計システム操作研修会	7	市役所会議室等
官製談合防止研修	13	〃
内部統制研修会	6	〃
入札監視委員会見学	7	〃
<b>実績人数計</b>	<b>96</b>	

### (2) 勤務成績の評定の概要

令和7年1月の昇給においては、管理者からの内申に基づいて、昇給を行っている。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数(人)	内 容 等
定期健康診断	296	塩竈市安全衛生管理規程に基づく定期健康診断
深夜業従事職員健康診断	6	労働安全衛生規則第45条第1項(深夜業を営む業務)該当職員の検診
人間ドック	266	市町村職員共済組合実施の一般検診(30歳以上の希望者)
脳検診	71	市町村職員共済組合実施の脳検診(40歳以上の希望者)
胃腸病検診	15	塩竈市安全衛生管理規程に基づく胃腸病検診(25歳以上の希望者)
乳がん検診	115	塩竈市安全衛生管理規程に基づく触診・マンモグラフィー等(30歳以上女性希望者)
子宮がん検診	155	塩竈市安全衛生管理規程に基づく頸部・体部細胞診(20歳以上女性希望者)
B型肝炎ワクチン接種	3	B型肝炎予防のため医療従事者等に対して実施

※定期健康診断・深夜業従事職員健康診断を人間ドックで代替した場合には人間ドックに計上

### (2) 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)や通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

・令和6年度の補償等の状況

(単位:件)

職員区分	補 償				福祉事業
	療養補償	障害補償	遺族補償	計	
常勤職員	22	0	0	22	0
再任用短時間勤務職員	0	0	0	0	0
会計年度任用職員(フルタイム)	0	0	0	0	0

### (3) 勤務条件に関する措置要求の状況

該当なし

### (4) 不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

該当なし

## 8 公平委員会の業務の状況に関する宮城県人事委員会からの報告

### (1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

該当なし

### (2) 職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定

該当なし